



弁護団だより

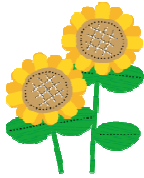
みんなして



No.55 発行 2016年 8月
「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL : 03-3379-6770

【最近の動き】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
8月12日 四国電力、伊方原発3号機を再稼働	8月03日 原告団・弁護団合同会議（福島）
8月24日 自公、復興に向けた第6次提言を政府に提出。全帰還困難区域の解除を目指すと記載	8月24日 第20回期日（福島地裁）
8月26日 鹿児島県知事、川内原発の一時停止を九州電力に要請	8月25日 第2陣原告団説明会（福島市）
	8月28日 第2陣原告団説明会（南相馬市）
	8月28日 第2陣原告団説明会（相馬市）



残暑お見舞い申し上げます

弁護団共同代表 安田純治

あの震災直後に、緊急避難のつもりで沖縄に行った人たちが、放射能で帰れなくなりました。沖縄には東京電力の支店も営業所も無い。地元マスコミは米軍基地問題で手一杯。NHKは信用できぬ。そこで、馬奈木弁護士と私が呼ばれて行ってから、早くも5年が経とうとしています。

沖縄最後の夜。別れを惜しむ席で、地元の大学の先生が、南北挟撃論なるものをぶち上げました。曰く、「いにしへの昔から、琉球も奥州も京都や江戸を攻めたことがない。いつも中央権力からやられっぱなしだ。その流れの末が沖縄の米軍基地問題であり、福島の原発問題だ。今こそ、うちなんちゅう（沖縄人）と東北の夷（えみし）は南北から中央権力を挟み撃ちにして千年の思いを晴らすべきである！」その場は泡盛の勢いで大いに盛り上がったけれども、酒席の座興とて忘れていました。

ところが参院選で、沖縄で米軍基地推進派は全敗、東北6県で原発推進派は5敗。南北挟撃論を思い出させる現象です。近く衆院選もあります。司法の場では沖縄も福島も第一ラウンドの終盤を迎えています。すべて勝ち進んで南北挟撃の成果を上げたいものです。

念のため申しますが、南北挟撃論は、決して地域対立を煽るものではありません。日本国憲法が明記するように、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ平和的に生存する権利、すなわち平和的生存権を確立する活動



を、細長い日本列島の姿形と千年の歴史に絡めて比喩的に南北挟撃といったのです。

生業訴訟は、全世界の国民がひとしく（地域や人種などの差別なく）持っている平和的生存権を基礎とした戦いです。

今、天地は熱さに満ちています。私たちが負けずに、平和的生存権を踏まえ、人間の情熱に充ちて生業訴訟を戦い抜きましょう。



「盛者必衰」の促進を

原告団長 中島 孝

暑さが続いています。

福島県ではイノシシが増えつづけ、私の自宅近くにも頻繁に出没して猟友会が相当数駆除したそうですが、1週間ほど前、田んぼのあぜ道でイノシシとにらめっこする場面が。東北では熊も増え、死亡事故も頻発しました。

地方の自然体系が崩れてきています。輸出産業偏重の経済構造を改めず、農漁業中心の地方経済が疲弊し森林資源活用も後退するばかりのところに、放射能汚染が追い打ちをかけています。

毎年平均気温を更新する暑さが続いているのに、今年の夏は節電努力を政府が要請しませんでした。大都市東京を抱える東電も、そして関西電力も、原発は一基も動いていないのに電力は足りているのです。それならなぜ、経済的には全く不採算が明らかになった原発をそのまま廃炉に持ち込まないのか。

固定資産投資分を全部電力原価に参入できる、悪名高い総括原価方式と、2年ほど前の当時の石破茂自民幹事長の、「原発を全部廃止にするなんて、核の持つポテンシャルをみずから全部放棄することになる。できるわけがない」との発言。

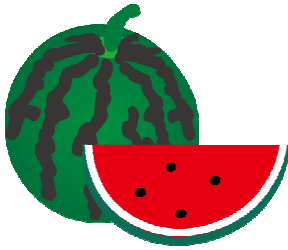
ここに表れた、プルトニウム転用の核兵器へ固執と考えるほかない国の下心があると見るのは、近時の政治状況からして、大して間違っていないでしょう。

現在の20ミリシーベルト基準を持ち出しての福島切り捨ても、そうした政治的野心の下に組み立てられています。

しかし福島では野党統一という新たな枠組みのもと現職大臣を破り、踏みつけにされ続ける県民の意識が変わりだしたことを示しました。権力側の力がいかに強力に見えても、苦しみの構造が見えてくれば、すなわち「加害の構造と被害の構造」が見えてくれば住民の意識が変わり、行動が変わることを現実に示したものだと思います。同じ保守王国と言われた鹿児島でも、川内原発再稼働に反対の知事が当選しました。

愛媛県の伊方原発は、5、6キロの距離に国内最大級の「中央構造線断層帯」があるのに、あろうことかプルサーマル発電の3号機を再稼働させました。

しかしこうした国民無視の強引なやり方は必ず瓦解します。福島や鹿児島選挙が示すように。そして生業訴訟の意義もそうした流れを後押しするところにあります。誇り高く、頑張りましょう。



裁判費用の納入のおねがい

第1次提訴から3年が経過しました。現在、弁護団では2回目、3回目の裁判費用を集めています。まだ納入されていない方は、ご協力をよろしくお願いいたします。

第1次（2013年3月11日提訴）、第2次（2013年9月10日提訴）、第3次（2014年2月10日提訴）の原告の方は、各6000円、第4次（2014年9月10日提訴）の原告の方は、9000円となります。

2回目をまだ支払っていない方が約1000名、3回目をまだ支払っていない方は約1300名いらっしゃいます。お支払いは、下記の口座に振り込む方法によるほか、期日の際や各地で開催される説明会の際でも受け付けています。

支払い済みか問い合わせをご希望の方は、下記の支部担当の弁護士までお問い合わせください。ご協力のほど、よろしくお願いいたします！

【振込先】 ゆうちょ銀行 記号 00240-3 番号 83018

又は

みずほ銀行 川崎支店 普通預金口座 4525545

口座名義：福島原発事故被害弁護団（ふくしまげんぱつじこひがいべんごだん）

【各支部担当弁護士】

◆福島支部（福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、飯舘村）

担当 弁護士 鈴木雅貴 あぶくま法律事務所 TEL:024-534-5151

◆相双支部（南相馬市、相馬市、新地町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）

担当 弁護士 藤原泰朗 安田法律事務所 TEL:024-534-0009

◆県中支部（郡山市、須賀川市、田村市、本宮市、岩瀬郡、田村郡、安達郡）

担当 弁護士 渡辺登代美 川崎合同法律事務所 TEL:044-211-0121

◆県南支部（白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡）

担当 弁護士 鹿島裕輔 東京東部法律事務所 TEL:03-3634-5311

◆会津支部（会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、南会津郡）

担当 弁護士 船尾遼 城北法律事務所 TEL:03-3988-4866

◆いわき支部（いわき市、広野町）

担当 弁護士 藤原泰朗 安田法律事務所 TEL:024-534-0009

◆米沢支部（米沢市及び周辺への避難者）

担当 弁護士 青龍美和子 東京法律事務所 TEL:03-3355-0611

◆沖縄支部（沖縄県への避難者）

担当 弁護士 中瀬奈都子 川崎合同法律事務所 TEL:044-211-0121

◆支部なし（その他）

担当 弁護士 斉藤耕平 埼玉東部法律事務所 TEL:048-965-2600



生業訴訟第21回期日（10月7日）のお知らせ

2016（平成28）年10月7日（金）、福島地方裁判所で第21回目の口頭弁論が開かれ、今回は、原告本人尋問第6弾が行われます。

これまで約4000名の原告のうち、35名の代表が証言する原告本人尋問が行われてきましたが、次回期日の7名で最後となります。今回も福島県内外の様々な地域、年齢、職業の方々が証言します。我らが中島孝原告団長も証言します！

裁判と並行して続けてきた連続講演会、今回はオール沖縄選出の仲里利信衆議院議員。かねてから福島に足を運びたいとおっしゃっていましたが、やっと実現する運びです。ぜひ多くの参加で迎えましょう！！

当日のスケジュールは以下の通りです。

<本日のスケジュール>

【裁判所：午前】

- 09:15 進行協議
- 10:00 原告本人尋問①
- 10:45 原告本人尋問②
- 11:30 原告本人尋問③
- 12:15 休廷
- 12:45 裁判所行進

【裁判所：午後】

- 13:15 原告本人尋問④
- 14:00 原告本人尋問⑤
- 14:45 休廷
- 15:00 原告本人尋問⑥
- 15:45 原告本人尋問⑦
- 16:30 弁論



【福島テルサFTホール】

- 13:30 仲里利信衆議院議員 講演会
- 15:30 原告団企画
- 17:30 報告集会

★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ホームページ ▽ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・facebook ▽ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・Twitter ▽ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）



題字「みんなして」は、渡邊純弁護士の筆によるものです。